

第7章

終わりに

第7章 終わりに

第1節 今後の課題

阪神・淡路大震災は、近代的な大都市を襲った戦後最大の災害であったが、その後の政府、地元地方公共団体、地元住民等の一体となった努力により、道路・港湾等の社会資本の復旧や住宅の復興は着実に進み、人口も概ね震災前の水準まで回復した。最大時には約4万8,000世帯が入居していた応急仮設住宅がすべて解消した今、復興は新たな段階を迎えているところである。

しかしながら、本格的な高齢社会下において災害復興公営住宅の家賃対策や心のケア対策などの被災者の生活支援、産業の本格的復興と安定した雇用の確保、市街地整備等の安全な地域づくりなどの課題があり、引き続き復興の推進に取り組んでいくことが必要である。

このため、阪神・淡路復興対策本部の設置期間満了に伴い、関係省庁間の円滑な連携を図ることを目的とした、関係省庁連絡会議が設置されることとなった。各省庁においては、地元地方公共団体との緊密な連携のもと、引き続き阪神・淡路地域の復興に向けて最大限の努力を払うこととしている。

また、震災とその復旧・復興の経験を通じて得られた貴重な教訓を生かし、災害対策の充実・強化、安全で安心できるまちづくり・国土づくりを進めていく必要がある。

1-1 住まいの復興

大量の災害復興公営住宅等の公的住宅の供給、公庫融資制度や復興基金等による自力での住宅再建への支援等により、量・質ともに住宅の復興は着実な進展を見せた。

現在（平成12年1月）のところ、災害復興公営住宅等の供給見込数は4万1,700戸とひょうご住宅復興3カ年計画の計画戸数を3,000戸上回り、これを含む公的住宅全体では約8万5,100戸が供給される見込みである。また民間住宅は約8万8,000戸が着工されたと見込まれ、計画戸数4万4,500戸を大幅に上回っている。これらを合わせた復興住宅供給戸数全体では17万3,000戸が供給される見込みとなっている。

このような住宅等の大量供給、各般の移行支援措置等により、応急仮設住宅の入居は急ピッチで減少し、平成12年1月には0となり震災後5年で全て解消された。

また、自力で住宅を再建する者に対しては、住宅金融公庫による低利かつ5年間元金据置の災害復興住宅融資が行われ、この金利は復興基金の利子補給により据置期間中は無利子化されている。また、いわゆる二重ローン対策として、新規債務については、これらの措置のほか、借入後6～10年間においても復興基金から1%の利子補給が行われ、既存債務についても当初5年間の元利据置及び利率の引下げ等の措置がなされている。

このため6年目からは、二重ローン対策として、新規債務について復興基金からの利子

補給によることとなるが、ローン返済困難者に対しては、債務者の個々の事情を踏まえ、返済条件の緩和措置を講じることとしている。

なお、災害復興公営住宅に入居する低所得の被災者に対しては、早期の生活再建を促進するため、被災直後における地元地方公共団体の財政事情等も勘案し、特別の措置として、管理開始後5年間に限り国の補助で家賃を低減しているが、この期限の取扱いについては、被災者の生活再建の状況、他の公営住宅の入居者とのバランス、地元地方公共団体の財政事情等を総合的に勘案して、関係省庁により検討が行われることになろう。

1-2 生活の復興

被災者の恒久住宅への移行に際しては、引越費用や礼金、生活に必要な家財の購入等について支援するため、高齢・要援護世帯や低所得の中高年世帯に対し、被災者自立支援金として復興基金からこれまでに、約14万世帯に対し約1,352億円の現金を支給してきている。また、市町村から限度額350万円、金利3%、据置期間5年の災害援護資金の貸付けを、兵庫県から限度額300万円、金利3%、据置期間1年の生活復興資金の貸付けを行ってきている。

さらに、高齢の被災者向けには、個々にキッチン、ダイニング、トイレを備えた独立した住居と、団欒のための共用のキッチン、ダイニング等ふれあい空間を組み込んだ「コレクティブ・ハウジング」等を整備しているところである。

このような中、被災者への生活支援には、災害復興公営住宅等に入居した直後の新しい生活環境に馴染めないといったものや、各種の支援策が分からないといったものなど、震災特有のニーズから、住民相互に助け合うコミュニティづくりや高齢者や障害者等の健康・福祉など少子・高齢社会に一般的に通ずるニーズに変わってきているため、今後は、震災特例的な施策から通常の施策への円滑な移行を図っていく必要がある。

なかでも、災害復興公営住宅等においては、自治会結成も進み、多くの人が仲間づくり、生きがいに取り組んでいるものの、なかには、近所づきあいに消極的で閉じこもりがちなおりが、今後一層コミュニティづくりに力を入れていく必要がある。このため、自治会等住民同士の助け合いを基本として、民生委員・児童委員、ケースワーカー、保健婦・保健士、栄養士、生活援助員、ボランティア等の重層的な支援者で構成される地域の見守り体制の中で安否の確認、相談活動の支援を行っていくこととしている。

健康面でのケアについては、平成10年度に実施された兵庫県の被災世帯健康調査によれば、災害復興公営住宅等には、PTSDが懸念され経過観察を要する者が26.0%おり、特に心のケアについて継続的な対応が求められている。このため、引き続き保健婦・保健士、栄養士による訪問指導や各種の普及啓発活動を行うほか、必要に応じ臨床心理士等の専門家による個別処遇を充実していくこととしている。また、自助グループの育成に力を入れるとともに災害復興公営住宅や自治会における役員等への研修により支援者の資質の向上に努めていくこととしている。

また、児童生徒の心の健康に関する相談等に対応するため、震災直後の平成7年度から兵庫県に対し、通常の定数措置に加えてカウンセリング担当教員を配置しており、県からの具体的要望や実態調査等を踏まえ、平成12年度についても引き続き措置することとして

いる。

1-3 産業の復興

産業の復興については、まず資金調達の円滑化のため、政府系中小企業金融3機関による災害復旧貸付制度について、特に被害の著しい者について、金利の引下げ、特別利率適用限度額の引上げ、貸付期間及び据置期間の延長等の特例措置を実施し、被災中小企業者の資金調達に万全を期してきた。なお、一般的な災害復旧貸付制度については、その取扱期間を平成12年7月31日まで延長している。

また、国と兵庫県・神戸市との応分の資金供給により、民間金融期間に資金を預託し、低利の融資を行う緊急災害復旧資金を創設し、平成7年7月末まで貸付けを実施した。同資金は既に貸付けを終了しているが、被災中長企業者の経営の実情に対応し、据置期間を当初の3年から6年に、償還期間を当初の10年から13年に延長している。さらに、操業の早期再開のため、中小企業総合事業団の高度化融資制度の活用により、仮設工場・仮設店舗、貸共同工場・共同店舗等の整備が図られるよう制度の改正を行っている。また、災害復旧高度化事業計画の受付期間についても、過去3回の延長を行い、現在平成13年1月16日まで延長を実施している。

このような中、被災地域の産業は、平成8年度の純生産（建設業を除く）が震災前の水準を上回り一時は回復基調にあったが、被災地経済の回復を下支えした公共工事や住宅着工などの平準化や平成9年秋以降の全国的な景気低迷等の影響により、現在は足踏み状態にある。製造業、小売商業の両分野についてみると、従業員数、事業所数、製造品出荷額のいずれにおいても、震災前後を比較すると全国平均と格差が生じている。

産業復興については、この格差を是正し、単に震災前の水準の回復にとどまらず、既存産業の本格復興・高度化はもとより、被災地経済の次代を担うべき新産業の創造、国際経済拠点を核とした国際経済交流の推進等、21世紀に向けた産業構造の転換を視野においた取組みが必要不可欠である。

なお、神戸市内の仮設工場は、供用期間が5年であり、平成12年3月から6月の間に期限が到来することから、復興支援工場へ移転する等円滑な調整が必要である。

(1) 既存産業の本格復興・高度化

復興に遅れを生じているケミカルシューズ産業、酒造業、淡路瓦産業等の地場産業や商店街・小売市場などの分野については、それぞれ以下のような課題を克服し本格的な復興を図ることが必要であり、地元自治体等においてこれまでも各種のきめ細かな支援策が講じられてきたが、引き続きその積極的な展開とともに、新分野進出、新規事業の展開及び経営革新等についても、積極的に支援していく必要がある。

a. ケミカルシューズ産業

- 輸入品との競合に対応できる競争力の向上、消費者ニーズに的確に対応した商品開発
- 生産による新規市場開拓

b. 酒造業

- 新商品の開発による他産地との差別化、消費者への新たなイメージづくり

c. 淡路瓦

軽量瓦などの技術開発によるイメージアップ、他産地との競争力の向上、市場の開拓

d. 商店街・小売市場

空店舗対策、まちづくりと一体となった魅力ある商業集積の形成等による小売商業の活性化

(2) 新産業の創造推進

被災地においては、本格的な産業復興に欠かせない新たな産業の創出が大きな課題であり、起業家への投資機会の拡充、民間投資会社との連携協力、安価なビジネスコンサルティングの提供など、新産業創造総合支援体制の提供など総合的な支援体制を継続していく必要がある。また、今後成長が期待される①医療・福祉、②生活文化、③情報通信、④環境・エネルギー、⑤新製造技術・新素材、⑥輸送・物流、⑦ビジネスサポートなどの分野の重点的な振興を図るための産業横断的な施策を推進するとともに、付加価値の高い産業構造の実現をリードする戦略的な産業拠点形成プロジェクトを確定し推進していく必要がある。

(3) 国際経済交流の推進

復興の促進のためには、国内外からの成長性に富んだ先端的な企業の誘致が必要である。このため、進出企業に対する情報提供を一元的に行う「ひょうご投資サポートセンター」を中心とした誘致活動の充実、海外のベンチャー企業との交流を促進するとともに、外国人の居住環境等の被災地域の優位性やインセンティブを内外に広くPRしていくことにより企業誘致を図り、国際的な経済交流を推進していくことが必要である。

(4) 神戸港の利用促進

我が国を代表する国際貿易港である神戸港は、外国貿易取扱量において平成8年には震災前の8割程度まで回復したものの、それ以降は減少傾向にあった。平成11年は、対前年比でほぼ横這いとなり、神戸港の利用環境を反映するトランシップ貨物を中心に明るい兆しが出ている状況である。さらに利用環境を向上するため、入出港時の行政手続きについてより総合的なEDI化を検討するとともに、港湾荷役への市場原理の導入、コンテナターミナルの新しい整備・運営方式の実施等が検討されている。

1-4 市街地の復興

被災市街地における復興のまちづくりは、兵庫県・神戸市の復興10カ年計画のもと、土地区画整理事業や市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業などの推進により、安全で良好な市街地に再生するとともに、新しい都市核の建設、街路網等交通機能やライフラインや公園・緑地の整備など、都市ネットワークの強化を行うこととし、災害に強いまちづくりを進めている。

被災市街地復興推進区域で行う土地区画整理事業は13地区（20事業地区）、合計約256ヘクタールであり、20事業地区全てにおいて事業計画が決定し、全体として概ね6割の仮

換地指定がなされ、順次工事が進捗している。また、被災市街地復興推進区域で行う市街地再開発事業は6地区（14事業地区）、合計約38ヘクタールであり、一部の区域を除き14事業地区全てにおいて事業計画が決定し、このうち全体地区面積の概ね5割について管理処分計画を決定し、順次工事が進捗している。さらに、住宅市街地整備総合支援事業については15地区（1,207ヘクタール）、密集住宅市街地整備促進事業については38地区（1,671ヘクタール）、住宅地区改良事業については15地区（59.6ヘクタール）において、事業が実施されている。

なお、災害復興市街地再開発事業等に対しては、通常の3分の1を5分の2に嵩上げした補助率が毎年度の予算において措置されている。また、復興土地区画整理事業・復興市街地再開発事業については、地方債及び地方交付税の特例措置がなされている。

また、兵庫県は「阪神疎水構想」及び「六甲山系グリーンベルト整備事業」により六甲山「水と緑の回廊」構想を推進し、災害に強い街づくりを実現したいとしており、国としては阪神疎水については平成11年度から事業実施の可能性を評価する「広域流況改善事業調査」、六甲山系グリーンベルト整備事業については平成7年度から事業を実施してきている。

今後とも、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業を始めとした、これらの復興事業等については、円滑かつ安定的な推進を図っていく必要がある。

第2節 今後の復興推進体制

2-1 関係省庁連絡会議の設置

平成12年2月23日で阪神・淡路復興対策本部の設置期限が満了となった。これまでの政府、地元地方公共団体、地元住民等の一体となった努力により、復興は着実に進展しているが、現在もなお、心のケア対策などの被災者の支援、産業の本格的復興と安定した雇用の確保、市街地整備等の安全な地域づくりなどの残された課題が存在する。

こうした課題については、原則として関係各省庁がそれぞれ個別課題ごとに適切に対応し、必要な支援を行っていくものではあるが、施策の実施に当たって関係省庁間の円滑な連携を図り、省庁間にまたがる復興支援策について必要な調整を行うため、平成12年2月22日に関係省庁連絡会議が設置され、3月8日に第1回の会議が開催された。

関係省庁連絡会議の概要は以下のとおり。

阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議の設置について

平成12年2月22日
関係省庁申合せ

1. 阪神・淡路復興対策本部の設置期限の満了に伴い、阪神・淡路地域についての関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援を推進し、関係省庁間の円滑な連携を図るため、阪神・淡路復興関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。

議長 内閣官房内閣内政審議室長

警察庁長官官房総務審議官
経済企画庁調整局長
科学技術庁研究開発局長
環境庁長官官房長
国土庁大都市圏整備局長
国土庁防災局長
外務大臣官房長
大蔵省大臣官房審議官
文部大臣官房長
厚生省大臣官房総務審議官
農林水産大臣官房総務審議官
通商産業省環境立地局長
運輸省運輸政策局長
郵政大臣官房総務審議官
労働大臣官房長
建設大臣官房総務審議官
自治大臣官房総務審議官

3. 議長は、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の関係者を会議に参加させることができる。
4. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者とする。
5. 連絡会議の庶務は、国土庁大都市圏整備局及び防災局の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議幹事

内閣官房内閣審議官
警察庁長官官房総務課長
経済企画庁調整局調整課長
科学技術庁研究開発局企画課長
環境庁長官官房総務課長
国土庁大都市圏整備局整備課長
国土庁防災局復興対策課長
外務大臣官房総務課長
大蔵省大臣官房審議官室室長
文部大臣官房総務課長
厚生省大臣官房総務課長
農林水産大臣官房総務課長
通商産業省環境立地局地域産業振興室長
運輸省運輸政策局地域計画課長
郵政大臣官房企画課長
労働大臣官房総務課長
建設大臣官房政策課長
自治大臣官房企画室長

